

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

令和2年9月23日

佐賀県知事 山口 祥義

1 大規模小売店舗の変更に関する届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 グッディ鳥栖店

所在地 佐賀県鳥栖市蔵上町字野田670番1 外

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

駐車場 No.	収容台数	位置
駐車場 No. 1	10台	建物北側
駐車場 No. 2	59台	建物屋上部
駐車場 No. 3	13台	建物敷地北側
合計	82台	

(変更後)

駐車場 No.	収容台数	位置
駐車場 No. 1	35台	建物北側
駐車場 No. 2	30台	建物敷地西側
駐車場 No. 3	17台	建物敷地北側
合計	82台	

(イ) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 建物敷地北側 10台

(変更後) 建物北側 10台

(ウ) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 建物南側 36平方メートル

(変更後)

建物南側	36平方メートル
資材館南側	36平方メートル
合計	72平方メートル

(エ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 建物屋上部南側 9.21立方メートル

(変更後) 建物敷地西側駐車場北側 9.21立方メートル

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻：午前9時 閉店時刻：午後7時

(変更後) 開店時刻：午前7時 閉店時刻：午後10時

(イ) 来店が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分～午後7時30分

(変更後) 午前6時30分～午後10時30分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場 No.	出入口の数	位置
駐車場 No. 1 駐車場 No. 2	2箇所	建物敷地東側及び西側
駐車場 No. 3	2箇所	建物敷地北側駐車場南側及び北側
合計	4箇所	

(変更後)

駐車場 No.	出入口の数	位置
駐車場 No. 1	3箇所	建物敷地東側、西側及び北側
駐車場 No. 2	1箇所	建物敷地西側駐車場東側
駐車場 No. 3	2箇所	建物敷地北側駐車場南側及び北側
合計	6箇所	

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 No.	荷さばき可能時間帯	
	変更前	変更後
荷さばき施設 No. 1	午前6時～午後10時	午前6時～午後10時
荷さばき施設 No. 2	—	午前6時～午前7時

※詳細は縦覧する関係書類をご確認ください。

(3) 変更する年月日

ア (ア) (イ) (エ) 及び イ 令和2年11月1日

ア (ウ) 令和3年5月11日

(4) 変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては代表者の氏名

株式会社グッディ

代表取締役 柳瀬 隆志

福岡県福岡市博多区中洲中島町2番3号

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,500平方メートル

2 届出年月日

令和2年9月10日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県産業労働部産業政策課

(2) 縦覧期間

令和2年9月23日から

令和3年1月23日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の

内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県産業労働部産業政策課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。